

※平成23年4月以降申請用

(平成23年経営規模等評価等申請要領(冊子)と併せてご利用ください。)

②提示書類一覧(知事許可業者)

(平成23年経営規模等評価等申請要領8～10ページ)

② 提示書類一覧

	書 類 名 称	注 意 事 項 等
1	建設業許可通知書又は許可証明書 (原本又は写)	1. 申請時点で有効なもの全て。
2	初めて許可(登録)受けた時点の建設業許可通知書又は許可証明書 (原本又は写)	1. 項番46「営業年数」の確認に必要。 2. 許可通知書等が無い場合は、許可申請書に添付した営業の沿革(様式 第二十号)でも可。
3	変更届出書控 (原本又は写)	1. 申請時点で有効な許可通知書や、経営状況分析結果通知書等の内容と申請内容(会社名、代表者、主たる営業所の所在地等)に相違がある場合、当該内容の変更が確認できるもの。
4	審査対象の決算変更届 (原本又は写)	1. 県で受付済の24月分。ただし、工事種別元請完成工事高工事種別元請完成工事高を3年平均で申請する場合は36月分。 2. 財務諸表が消費税及び地方消費税込みの場合は、消費税及び地方消費税抜きの財務諸表を別途一部提示すること(免税業者を除く)。
5	法人税又は所得税確定申請書一式(2期分)、並びに消費税及び地方消費税確定申告書の控(原本又は写)	1. 項番18「利益額(2期平均)」の確認に必要。 2. 税務署受付印のあるもの。(表紙のみは不可) ※ 電子申告の場合は受付印の代わりに受信通知書を添付。 3. 消費税について分割して申告している場合は当該決算に係る申告書すべて。
6	審査対象事業年度の完成工事高に係る工事の証明書類 (原本又は写)	1. 履行証明、契約書、変更契約書、発注証明書又は請求書(工事経歴書に記載した工事がすぐ確認できるよう順に並べるなど準備しておくこと。) 2. 1に掲げる書類が無い場合は、工事台帳でも可
7	技術職員の資格者証 (原本又は写)	1. 技術職員の有する資格すべてについて提示すること。 (登録基幹技能者講習修了証、実務経験証明書及び卒業証明書も含む) 2. 「1級国家資格者かつ監理技術者講習受講者」については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証。
8	技術職員の「健康保険証」の写し、又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知証」の写し	・別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員の審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認に必要。
9	雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」	1. 別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員の常勤性及び項番41「雇用保険の加入の有無」の確認に必要。 ① 加入の有無のみについては、審査基準日を含む年度の「概算保険料又は確定保険料の納付を証する書類」でも可。 ② 常勤性の判断については、24ページ参照。
10	社会保険の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者標準報酬決定通知書」	1. 別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員の常勤性及び項番42「健康保険及び厚生年金加入の有無」の確認に必要 ① 加入の有無のみについては、審査基準日を含む月の「保険料の納付を証する書面」でも可 ② 常勤性の判断については、24ページ参照
11	役員を含む全職員の給与台帳(職員の受領印のあるもので、審査基準日直前の12月分)	1. 別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員の常勤性及び審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認に必要。 ※法人役員の常勤性を証明する書類が他に無い場合、常勤の記載がなされた「建設業許可申請書の別紙1」又は、「変更届」の原本提示でも可。

	書 類 名 称	注 意 事 項 等
12	出勤簿及び源泉徴収票	1. 個人事業主及び法人役員の「常勤性」の確認に必要。 ※ 前記9・10で常勤性を確認できない場合。 2. 高期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）の「常勤性」の確認に必要 3. 別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員の審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認に必要。（出勤簿） ※前記8で審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認できない場合。
13 ※	<u>継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）及び常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則</u>	1. <u>別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員のうち高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象者の確認に必要。</u>
14	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 (原本又は写)	1. 項番43「建設業退職金共済制度加入の有無」確認のために必要（共済契約書証や領収書等では契約の履行が確認できないので、必ず審査当日までに証明書を発行してもらうこと。）
15	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入を証する書類 (原本又は写) (審査基準日時点で有効であることが確認できる、1～7のいずれか。)	1. 中小企業退職共済制度への加入証明又は共済契約書等 2. 特定退職金共済制度への加入証明又は共済契約書等 3. 退職金制度を定めている場合、それを示す労働協約もしくは就業規則又はその抜粋。 (就業規則は、労働基準監督署の届出印のあるもの) 4. 厚生年金基金加入証明書 5. 適格退職年金契約書等（適格退職年金契約書については、法人税法附則第20条第3項に定める「適格退職年金」契約であることが確認できる書類であること「適格退職年金」の語句が記載された契約書もしくは保険会社が発行した証明書） 6. 企業年金基金の発行する加入証明書（確定給付企業年金；企業型）もしくは資産管理運用機関の発行する加入証明書等（確定給付企業年金；規約型） 7. 確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書（企業年金型）
16	法定外労働災害補償制度加入を証する書類 (原本又は写) (審査基準日時点で有効であることが確認できる、1～2のいずれか。)	1. (財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会もしくは全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会(労働災害補償制度)の発行する加入証明書、又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券、加入証明書その他これらに類するもの。 2. 準記名式の普通傷害保険については、審査基準日を含む年度の政府（労働基準監督署）の労働災害補償保険料の納付が確認できるもの。※民間保険会社加入の場合で保険証券で要件(42ページ、項番45の説明中、※参照)が確認できない時は証明書を発行してもらうこと。

	書 類 名 称	注 意 事 項 等
17 ※	再生（更正）手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）	1. 項番47「民事再生又は会社更生法の適用の有無」における再生（更正）手続期間の確認に必要。
18	審査基準日において公共団体と防災協定を締結していることを証する書類（原本又は写）	1. 国、特殊法人又は地方公共団体と締結している協定書。 2. 1を建設業協会等の団体が締結している場合、当該団体に加入していることを証する書類及び活動計画や証明書等
19	(1) 有価証券報告書の原本若しくは監査証明書の写し (2) 会計参与報告書の写し (3) 経理処理の適正を確認した旨の書類	1. 項番51「監査の受審状況」において、1～3に該当する場合の確認に必要。
20	建設業経理事務士を証する書類（1級及び2級）（原本又は写）	1. 合格証書（公認会計士、税理士を含みます。）
21 ※	建設機械の売買契約書、リース契約書及び特定自主検査記録票	・ 項番55「建設機械の所有及びリース台数」の確認に必要
22 ※	審査登録機関の認証を証明する書類（認証登録証明証）の写し	・ 項番56「ISO9001の登録の有無」、項番57「ISO14001の登録の有無」の確認に必要。
23	注記表（建設業法施行規則別記様式第17号の2）	※会計監査人設置会社のみ提出。 1. 項番53「研究開発費」の確認に必要。 2. 2期分必要。

- ※ 1. 上記提示書類12～21についての詳細は41～44ページを参照。
2. ②提示書類の7（技術職員の資格者証）、18（建設業経理事務士を証する書類）については、証明年月日が審査基準日より前の日となっているものが必要。
3. 新規の申請者は下記事項にも留意すること。
- ・ 申請内容に合わせて24月分又は36月分（完成工事高を3年平均で選択する場合）の財務諸表、工事経歴書が必要。また、それを確認するための履行証明、契約書、注文書等及び税の確定申告書を持参すること。